

令和5年度第1回周南市空家等審議会会議録

- 日時：令和5年9月27日（水）10時00分～10時35分
- 場所：周南市役所 3階 302会議室
- 出席者：審議会委員5名（欠席者、赤木委員）
- 事務局：5名
住宅課（濱田部長、櫛部次長、野村主幹、宗田係長、藤井主査）

- 傍聴者：非公開につきなし

1. 開会

2. 建設部長あいさつ

3. 出席状況報告

○事務局

出席状況報告 出席委員5人。会議成立。

会議は原則非公開。議事録の公表。

4. 議事

(1)「諮問」勧告について

○会長 最初に、議事録の署名委員を村越委員にお願いしたいと思うがよろしいか。

○委員 はい。

○会長 それでは、市長から諮問されている「特定空家等の勧告について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 （特定空家等の勧告に至る経緯及び勧告に係る措置内容）

○会長 事務局から説明があったが、ご質問、ご意見はあるか。

○委員 事務局としては、今後も倒壊が進んでいくという認識か。

○事務局 そうである。屋根について、今まで支えとなっていた中央部の崩落に伴い、外側へ力が加わったことで、現況写真のように隣家への影響が出たと考えられる。よって、今冬には、更に屋根が落ちると推測できる。このように、既に崩落が進んでおり、土壁も崩れている中で、大規模な倒壊については不明である。

一方、平成27年に緊急安全措置として設置した防護柵について、建物が内側からもたれかかることで倒壊してしまい、道路上へ影響するも危惧される。

○委員 風が吹き込むと、屋根部をはじめ、さらに大きく崩れると考えられる。意見としては、早く解体すべきである。また、解体までの期間も、ブルーシート等で風の吹き込み対策をすべきだと思う。

○委員 当該特定空家等に面する道は狭く、建物と歩道も近い。いつ誰が被害に巻き込まれるか分からないので、早く対処すべきだと思う。

○委員 除却までのスケジュールはどうなっているのか。
また、当該特定空家等が建築物の定義から外れるほど倒壊した場合、これまでのように法的な措置を講じることについて問題はないのか。

○事務局 スケジュールについては、資料7ページのとおりである。10月に勧告、11月に命令、3月に代執行の見込み。

建築物という概念について、「建築基準法」と「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、その定義が違う。当該建物について、倒壊により「建築基準法」上の建築物でなくなっても、特定空家等から外れることはない。

また、倒壊した場合の措置内容について、現状が「建物上屋全体の除却」ということを考えると、その内容が変更されることはないと推測できる。よって、これまで通り「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた措置を講じることには問題はない。

○会長 その他、ご質問、ご意見はあるか。
他にご質問が無いようなので、事務局案のとおり、特定空家等に対して勧告することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

○会長 本日の審議を踏まえた答申書の策定については、私に一任いただきたいが、いかがか。

(異議なし)

○会長 異議が無いようですので、私の方で答申書を作成し、市長に提出したいと思っております。それでは、審議内容を事務局でまとめておいてください。

○事務局 はい。

○会長 他になければ、以上で終了する。皆様、ご協力ありがとうございました。

(議事終了)

5. 閉会